

●香川県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年4月26日から同年5月17日まで一般の縦覧に供する。

平成25年4月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 塩江屋島西線（30号）
- 3 道路の区域

| 区 間  | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考                        |
|--|-----------------|---------------|----------------------------|
| 高松市西植田町字一ノ坂7457番1地先から<br>高松市西植田町字一ノ坂7457番1地先まで | 16.8~18.9       | 12            | 平成24年香川県告示第<br>481号で変更した区域 |
| 高松市西植田町字尖谷7459番4地先から<br>高松市西植田町字尖谷7460番8地先まで   | 9.0~16.7        | 40            |                            |

- 4 供用開始の期日 平成25年4月26日